第３編　武力攻撃事態等への対処

第１章　初動体制の確立

「武力攻撃事態等」において、県は、政府からの県対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合は、直ちに**「佐賀県国民保護対策本部」（以下「県対策本部」という。）**を設置し、県域内での国民保護措置の総合的な推進を図ることとなる。

しかしながら、負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。このため、県は、政府からの県対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階において、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そこで、県における、政府による県対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階での初動体制について、次のとおり定める。

第１　情報の伝達

負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の事案（将来において武力攻撃事態等の認定に繋がる事案を含む。以下「緊急事案」という。）に迅速かつ的確に対応するためには、まず迅速な情報の伝達と情報の共有が重要である。

このため、住民からの通報や市町からの連絡その他の情報により、県職員が緊急事案の発生や発生する恐れを覚知したときは、別に定める「佐賀県危機管理基本マニュアル」の「第３編　情報伝達」により、覚知した内容を迅速かつ的確に知事まで伝達（目標：覚知から15分以内）する。

第２　国民保護対策本部設置前における初動体制

県**〈総括対策班〉**は、職員や現場からの情報により負傷者や救助を要する者が発生した場合等の事案の発生を把握した場合においては、県として的確かつ迅速に対処するため、被害の程度や段階に応じ、**「緊急事態情報連絡室」、「緊急事態警戒本部」、「緊急事態対策本部」**を設置して対処する。

1　緊急事態情報連絡室の設置

(1) 設置基準

緊急事態情報連絡室は、次の場合に設置する。

本県に対して、政府による県対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階であって、次に掲げる事態で、危機管理防災課長が必要と認める場合

ア　武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合

イ　他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）

ウ　その他、危機管理防災課長が設置の必要があると認めた事態

(2) 設置場所

緊急事態情報連絡室は、原則として危機管理防災課内に設置する。

(3) 構　成

緊急事態情報連絡室は、次の者で組織する。

- 危機管理防災課長
- 報道課長
- 事態の状況に応じ、危機管理防災課長が情報収集や関係機関等との相互連絡が必要と認めた課及び現地機関の長

緊急事態情報連絡室長は、危機管理防災課長をもって充てる。

(4) 所掌事務

緊急事態情報連絡室は、次の事務を掌る。

- 事態に関する情報収集、関係機関等との相互連絡及び調整
- 広域応援に関する事項
- 武力攻撃事態等の認定後にあっては、事態の状況に応じた国民保護措置の実施や県国民保護対策本部を設置すべき県の指定に係る国への要請等に関する事項
- 県国民保護対策本部での各課の所掌事務に準じ、緊急事態情報連絡室長が指示する事項

(5) 配備要員

緊急事態情報連絡室の要員として、危機管理防災課長、報道課長、関係課長及び関係現地機関の長が、それぞれの所属職員の中から事態に応じて指名する者

(6) 国民保護対策本部設置前における初動措置

県**〈総括対策班〉**は、「緊急事態情報連絡室」において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指

示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

知事**〈総括対策班〉**は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

2　緊急事態警戒本部の設置

(1) 設置基準

緊急事態警戒本部は、次の場合に設置する。

本県に対して、政府による県対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階であって、次に掲げる事態で、危機管理・報道局長が必要と認める場合

ア　武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある事態

イ　中国・四国地方の各県に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）

ウ　その他、危機管理・報道局長が設置の必要があると認めた事態

(2) 設置場所

緊急事態警戒本部の事務局は、原則として危機管理防災課内に設置する。

(3) 組　織

緊急事態警戒本部は、次の者で組織する。

- 危機管理・報道局長
- 危機管理防災課長
- 報道課長
- 広報広聴課長
- 事態の状況に応じ、危機管理・報道局長が必要と認めた課及び現地機関の長

緊急事態警戒本部長は、危機管理・報道局長をもって充てる。

(4) 所掌事務

緊急事態警戒本部は、次の事務を掌る。

- 事態に関する諸情勢等の連絡、関係機関等の所掌事務に応じた応急対策実施状況等の相互連絡及び調整
- 広域応援に関する事項
- 武力攻撃事態等の認定後にあっては、事態の状況に応じた国民保護措置の実施や県国民保護対策本部を設置すべき県の指定に係る国への要請等に関する事項
- 県国民保護対策本部での各課の所掌事務に準じ、緊急事態警戒本部長が指示

する事項

(5) 配備要員

緊急事態警戒本部の要員として、危機管理防災課長、報道課長、広報広聴課長、関係課長及び関係現地機関の長が、それぞれの所属職員の中から、事態に応じて指名する者

(6) 緊急事態警戒本部会議

緊急事態警戒本部の設置が決定されたときは、直ちに「佐賀県危機管理センター」（新館４階）において、緊急事態警戒本部会議を開催する。

ア　緊急事態警戒本部会議の構成

緊急事態警戒本部会議は、危機管理・報道局長及び次の者をもって構成する。

- 各部の副部長（防災担当）
- 各局の副局長（防災担当）
- 副教育長（防災担当）

なお、必要に応じ、関係各課長及び県警察本部、議会事務局、各種委員会事務局の職員へ会議への出席を求めるものとする。

イ　緊急事態警戒本部会議の運営

緊急事態警戒本部会議は、緊急事態警戒本部の設置が決定されたときは、直ちに開催するほか、危機管理・報道局長の判断により、必要に応じ開催する。

(7) 国民保護対策本部設置前における初動措置

県**〈総括対策班〉**は、「緊急事態警戒本部」において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

知事**〈総括対策班〉**は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

3　緊急事態対策本部の設置

(1) 設置基準

緊急事態対策本部は、次の場合に設置する。

> 本県に対して、政府による県対策本部を設置すべき旨の通知が行われる前の段階であって、次に掲げる事態で、知事が必要と認める場合
>
> **ア**　県内で、多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した事態
>
> **イ**　九州地方の他の県に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）
>
> **ウ**　その他、知事が設置の必要があると認めた事態

(2) 設置場所

緊急事態対策本部の事務局は、原則として危機管理防災課内に設置する。

(3) 組　織

緊急事態対策本部は、県対策本部の構成員で組織する。

緊急事態対策本部長は、知事をもって充てる。

(4) 所掌事務

緊急事態対策本部は、次の事務を掌る。

- 県域にかかる被害予防及び応急対策の実施
- 広域応援に関する事項
- 武力攻撃事態等の認定後にあっては、事態の状況に応じた国民保護措置の実施や県国民保護対策本部を設置すべき県の指定に係る国への要請等に関する事項
- 県国民保護対策本部での各課の所掌事務に準じ、緊急事態対策本部長が指示する事項

(5) 配備要員

緊急事態対策本部の要員として、危機管理防災課長、報道課長、広報広聴課長、関係課長及び関係現地機関の長が、それぞれの所属職員の中から、事態に応じて指名する者

(6) 緊急事態対策本部会議

緊急事態対策本部の設置が決定されたときは、直ちに「佐賀県危機管理センター」（新館４階）において、緊急事態対策本部会議を開催する。

ア　緊急事態対策本部会議の構成

緊急事態対策本部会議は、県対策本部会議を構成する者をもって構成する。

イ　緊急事態対策本部会議の運営

緊急事態対策本部会議は、緊急事態対策本部の設置が決定されたときは、直ちに開催するほか、知事の判断により、必要に応じ開催する。

(7) 国等との連絡・調整

ア 県**〈総括対策班〉**は、「緊急事態対策本部」を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁を経由（県警察本部長においては、警察庁を経由）して国〔内閣官房〕に連絡する。

イ 「緊急事態対策本部」は、県警察、消防、海上保安庁、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(8) 国民保護対策本部設置前における初動措置

県**〈総括対策班〉**は、「緊急事態対策本部」において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

知事**〈総括対策班〉**は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

第３　国民保護対策本部への移行

「緊急事態情報連絡室」、「緊急事態警戒本部」、「緊急事態対策本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態情報連絡室」、「緊急事態警戒本部」、「緊急事態対策本部」は廃止する。

なお、県対策本部の設置前に災害対策基本法等に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第４　市町における初動連絡体制の確保及び初動措置

市町長が、現場からの情報により負傷者や救助を要する者が発生した場合等の事案の発生を把握した場合においては、市町は、県の初動体制を参考に対応をとるものとする。

市町が初動体制等を設置した後、政府において事態認定が行われ、市町国民保護対策本部（以下「市町対策本部」という。）を設置すべき市町の指定の通知があった場合は、直ちに市町対策本部を設置し、初動体制等は廃止するものとする。

市町対策本部の設置前に災害対策基本法等に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行うものとする。

【図３－１　県の初動体制】

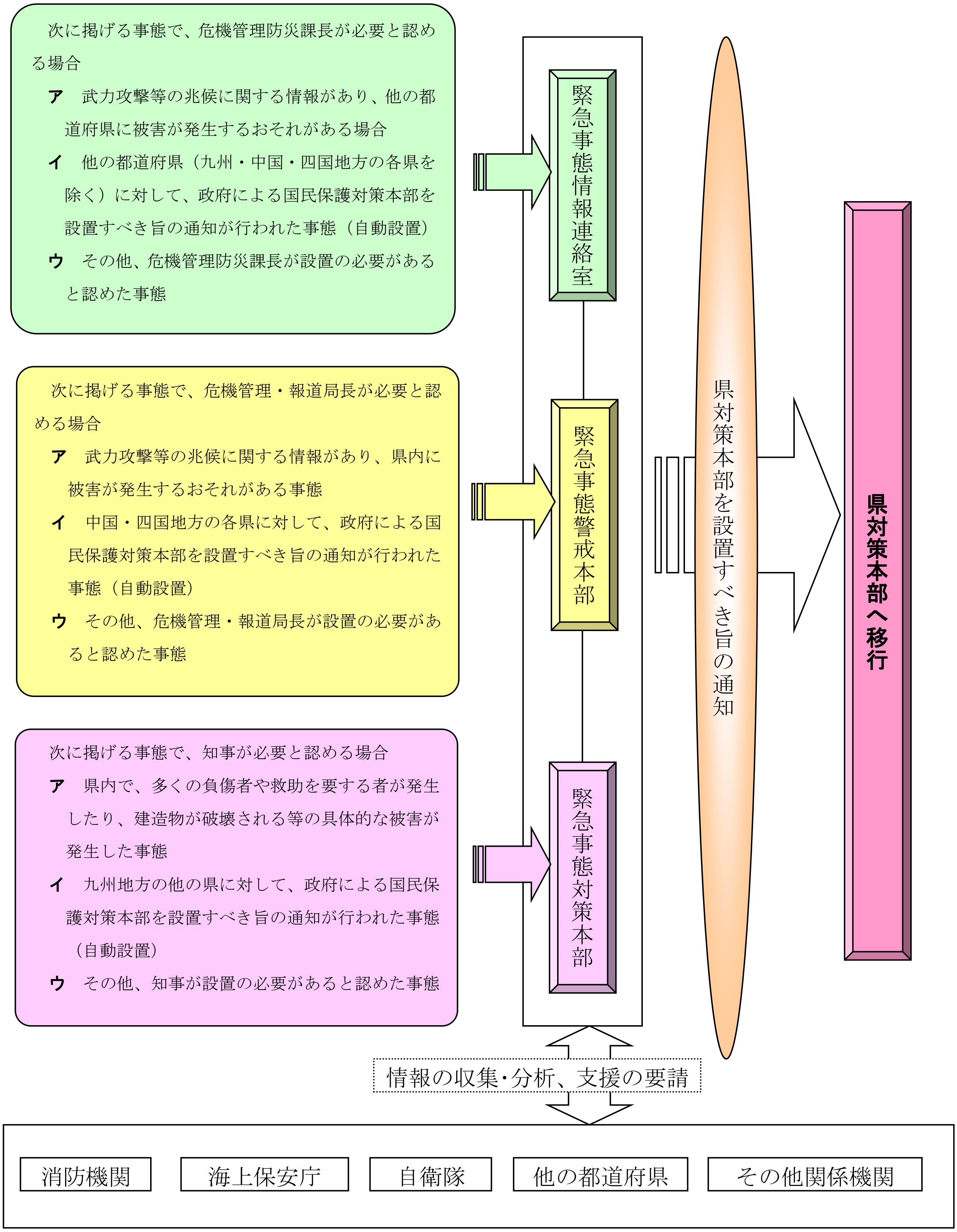

次に掲げる事態で、危機管理防災課長が必要と認める場合
ア　武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合
イ　他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）
ウ　その他、危機管理防災課長が設置の必要があると認めた事態
緊急事態情報連絡室
次に掲げる事態で、危機管理・報道局長が必要と認める場合
ア　武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある事態
イ　中国・四国地方の各県に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）
ウ　その他、危機管理・報道局長が設置の必要があると認めた事態
緊急事態警戒本部
次に掲げる事態で、知事が必要と認める場合
ア　県内で、多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した事態
イ　九州地方の他の県に対して、政府による国民保護対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置）
ウ　その他、知事が設置の必要があると認めた事態
緊急事態対策本部
県対策本部を設置すべき旨の通知
県対策本部へ移行
情報の収集･分析、支援の要請
消防機関
海上保安庁
自衛隊
他の都道府県
その他関係機関

第２章　県対策本部の設置等

県対策本部を迅速に設置するため、県対策本部の設置の手順や県対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

第１　県対策本部の設置

1　県対策本部設置の手順

県対策本部の設置は、次の手順により行う。

(1) 県対策本部を設置すべき県の指定の通知（法第25条第2項）

知事**〈総括対策班〉**は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。

(2) 知事による県対策本部の設置（法第27条第1項）

知事**〈総括対策班〉**は、指定の通知を受けた場合は、直ちに県対策本部を設置する。

なお、事前に緊急事態対策本部等を設置していた場合は、県対策本部に切り替えるものとする。【前章を参照】

(3) 県対策本部の設営

県**〈総括対策班、情報通信対策班〉**は、佐賀県危機管理センター（新館４階）に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、ＦＡＸ、電子メール等を用いることにより、通信の状態を確認）。

(4) 県対策本部を設置した旨の関係機関への連絡及び公表等

知事**〈総括対策班〉**は、県対策本部を設置したときは、直ちに次に掲げる機関にその旨を通知又は連絡する。

- 国（内閣官房及び総務省消防庁）
- 県議会（県議会事務局経由）
- 各市町及び各消防本部
- 指定地方公共機関
- 防災関係機関その他知事が連絡する必要があると認めた機関

また、県**〈総括対策班、広報対策班〉**は、県対策本部を設置したときは、直ちにその旨を報道機関（テレビ、ラジオ、新聞等）に対して情報提供するとともに、県のホームページにおいて公表するものとする。

⑸ 交代要員等の確保

県〈**各対策班**〉は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等に努める。

⑹ 本部の代替機能の確保

県〈**総括対策班**〉は、県対策本部が被災した場合等県対策本部を本庁内に設置できない場合は、総合庁舎、単独土木事務所等の中から、被災状況を勘案して指定した施設に設置する。

また、知事〈**総括対策班**〉は、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

２　県対策本部設置の本部要員等への伝達

県対策本部の設置に係る本部要員等への伝達は、次の系統で行う。

【図３－２　本部要員等への伝達系統】

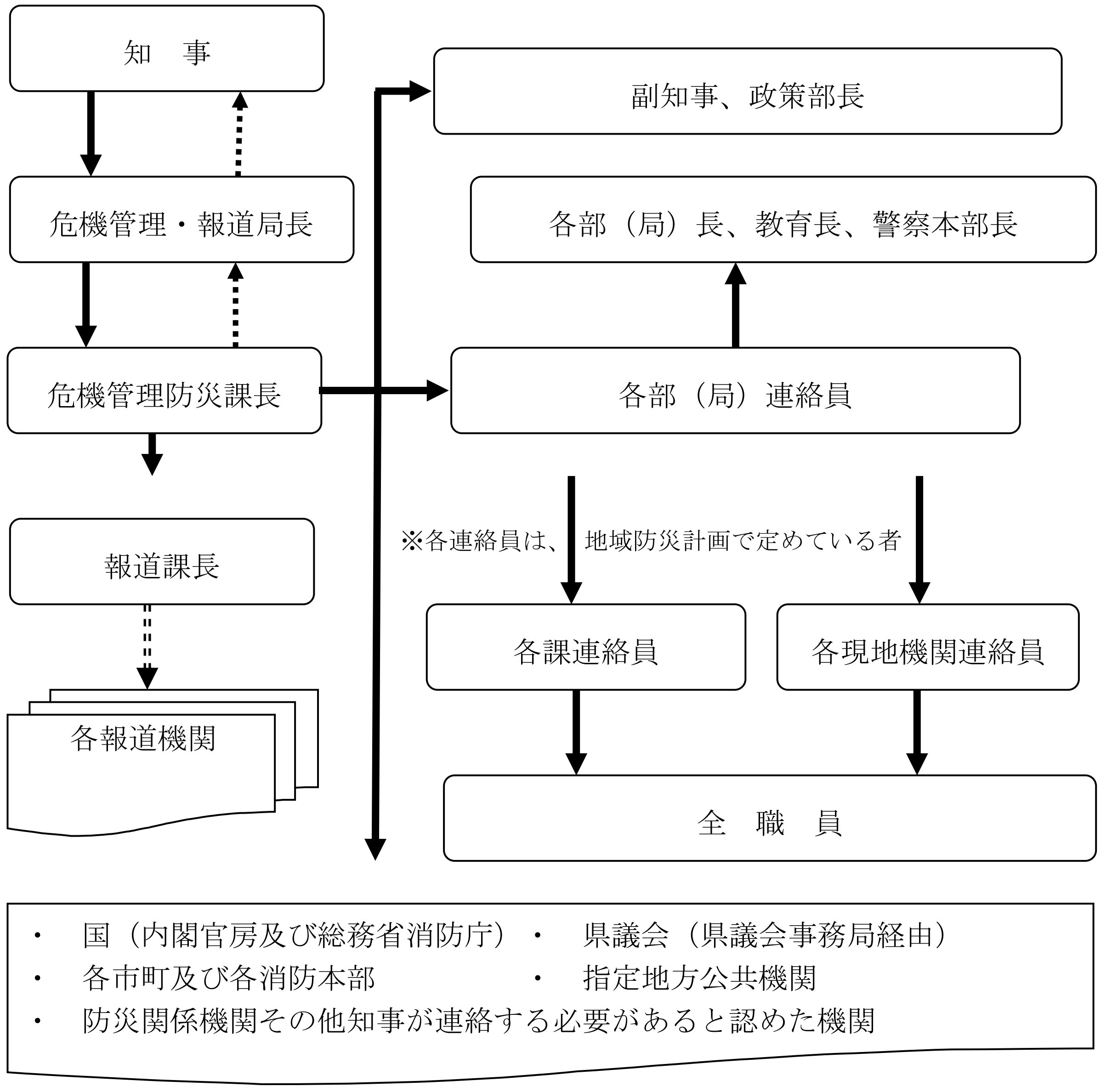

3　職員の参集配備

(1) 職員の参集配備

職員は、国民保護措置に従事するため、次により参集し、配備につく。

ア　勤務時間外においては、次のとおりとする。

(ｱ) 県対策本部設置に伴う登庁の指示を受けた場合又はその設置を知った場合で上司等との連絡がとれないときは、直ちに登庁するものとする。

(ｲ) 災害の規模などが確認できない場合で、甚大な被害をもたらす重大な事態だと自ら判断した場合は、自主的に、直ちに登庁するものとする。

イ　次の**(ｱ)**から**(ｴ)**に該当する場合は、それぞれに定めるとおりとする。

(ｱ) 居住地の周辺で大規模な被害が発生し、救助活動を行うため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁する。

(ｲ) 職員自身が重大な負傷等により、登庁できないときは、**ア**の規定は適用しない。

(ｳ) 職員の家族が被災し、被災者の避難や病院への収容等の必要な措置をとるため登庁できないときは､必要な措置を講じた後､速やかに登庁するものとする。

(ｴ) 遠隔地に出張する等により、直ちに登庁できないときは、できるだけ速やかな登庁に努めるものとする。

ただし、県対策本部員、課（室）長、危機管理防災課及び報道課職員等の防災担当職員にあっては、業務としての国民保護措置につくため、**(ｱ)**及び**(ｳ)**の規定は、適用しない。

ウ　**イ**の場合において、上司との連絡がとれるときは、その指示を受けるものとする。

エ　参集場所の例外

職員は、参集に当たって、交通途絶により所定の場所に登庁できない場合は、その旨を上司等へ連絡し、指示を受けるものとする。

上司等と連絡がとれないときは、最寄の県の機関に参集し、その機関の長の指示に従うものとする。

4　県対策本部の組織及び各対策班の構成等

県対策本部の組織は次の図３－３－１のとおりとする。

また､県対策本部に各対策班を設け､その構成課等は図３－３－２のとおりとする。

なお、実際の措置の実施にあたって、特定の課等に業務が集中することも考えられることから、各対策班は、人員の配置や予算等について、各対策班内で適切にマネジメントし、各対策班の業務を的確かつ迅速に実施できるよう努めるものとする。

【図３－３－１　県対策本部の組織】

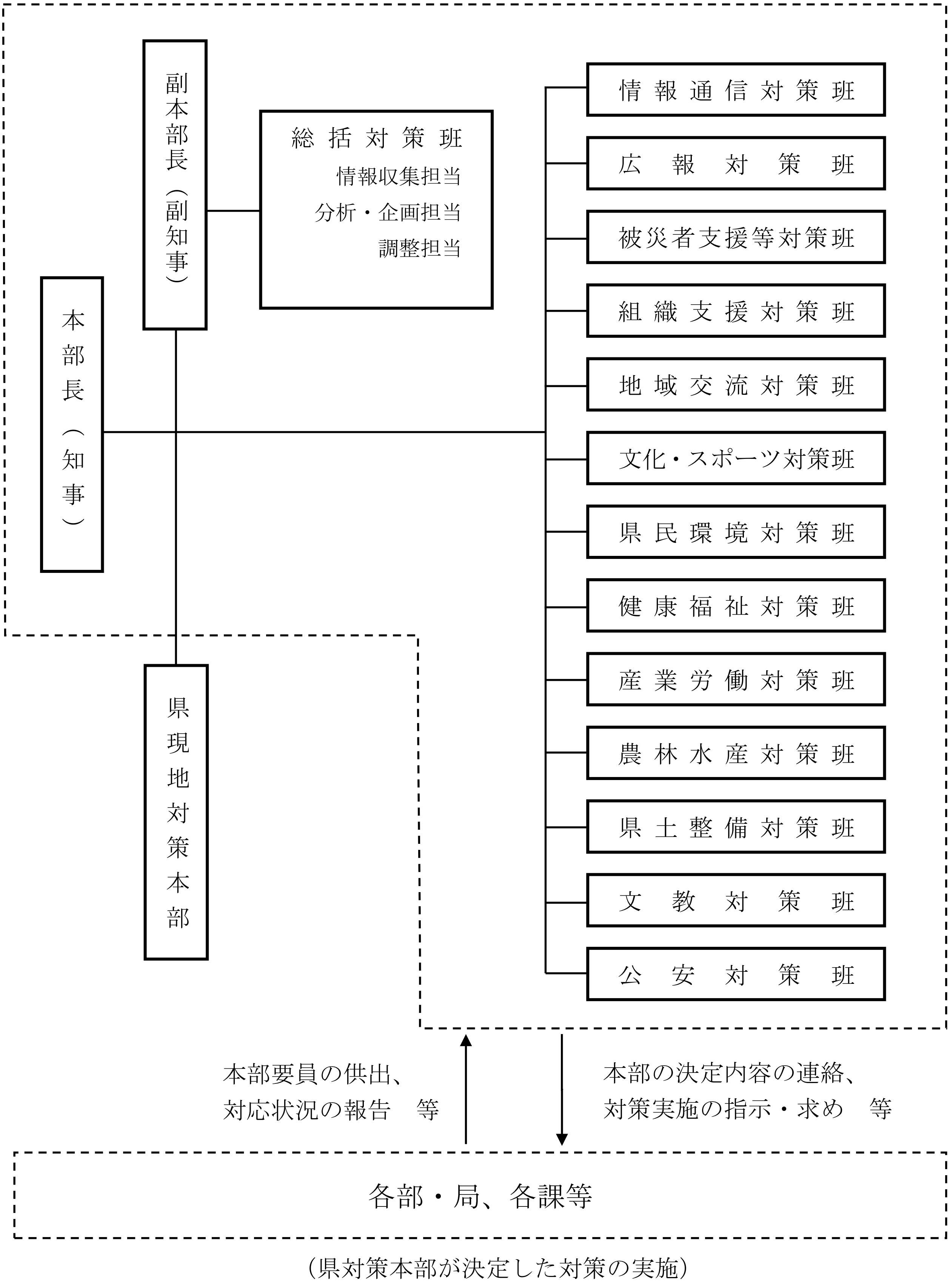

※　県対策本部における決定内容等を踏まえて、各部・局各課において措置を実施するものとする（県対策本部には、各対策班から要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

※　県対策本部長が必要と認めるとき、国の職員その他県職員以外の者を県対策本部の会議に出席させることができる。

※　防衛大臣は、県対策本部長の求めがあった場合、国民保護措置の実施に関し必要があると認めるときは、指定する職員を県対策本部の会議に出席させることとなっている。

【図３－３－２　各対策班の構成課等】

各対策班名	対策班長	対策副班長	構成課等
総括対策班	防災監	危機管理・報道局長	政策チーム 企画チーム 危機管理防災課　ほか
情報通信対策班	情報統括監	行政デジタル推進課長	行政デジタル推進課 危機管理防災課 資産活用課
広報対策班	危機管理・報道局長	報道課長 広報広聴課長	広報広聴課 報道課 国際課
被災者支援等 対策班	政策部長	政策部副部長 広報広聴課長 政策調整監 秘書課長	広報広聴課 ※必要に応じて関係課に対応を依頼及び要員参集 危機管理防災課 社会福祉課 政策チーム 行政デジタル推進課 原子力安全対策課 新エネルギー産業課 生活衛生課 下水道課 災害救助法の救助の種類に応じた関係課（医務課、産業政策課、建築住宅課、学校教育課　ほか） 秘書課
組織支援対策班	総務部長	法務私学課長 人事課長 財政課長 資産活用課長 総務事務センター長 税政課長	法務私学課 人事課 （応援チームの構成は、人権・同和対策課、国民健康保険課、ものづくり産業課、入札・検査センター、統計分析課、会計課、各種委員会事務局ほか国民保護対応業務を持たない本庁内の課・室及び対応可能な職員） 財政課 資産活用課 総務事務センター 税政課
地域交流対策班	地域交流部長	地域交流部副部長 市町支援課長	さが創生推進課 市町支援課

各対策班名	対策班長	対策副班長	構成課等
		交通政策課長 港湾課長 水産課長 産業政策課長 国際課長	交通政策課 空港課 港湾課 農山村課 河川砂防課 水産課 産業政策課 国際課
文化・スポーツ対策班	文化・スポーツ交流局長	文化･スポーツ交流局副局長 観光課長	観光課 スポーツ課 文化課
県民環境対策班	県民環境部長	県民協働課長 くらしの安全安心課長 有明海再生･自然環境課長 環境課長 循環型社会推進課長 まなび課長	県民協働課 くらしの安全安心課 有明海再生・自然環境課 環境課 循環型社会推進課 まなび課　ほか
健康福祉対策班	健康福祉部長 （正）	健康福祉部副部長 健康福祉政策課長 医務課長 障害福祉課長 社会福祉課長 薬務課長	健康福祉政策課 こども未来課 こども家庭課 長寿社会課 障害福祉課 医務課 社会福祉課 薬務課 循環型社会推進課 生活衛生課　ほか
	男女参画・こども局長（副）	男女参画･こども局副局長 男女参画･女性の活躍推進課長	こども未来課 こども家庭課 男女参画・女性の活躍推進課
産業労働対策班	産業労働部長	産業政策課長 企業立地課長 産業人材課長 流通・貿易課長	産業政策課 報道課 福祉課 生活衛生課 流通・貿易課 企業立地課 産業人材課　ほか

各対策班名	対策班長	対策副班長	構成課等
農林水産対策班	農林水産部長	農林水産部副部長 農政企画課長 生産者支援課長 農業経営課長 園芸農産課長 畜産課長 水産課長 林業課長 森林整備課長	農政企画課 生産者支援課 農業経営課 園芸農産課 畜産課 水産課 林業課 農山村課 農地整備課 森林整備課
県土整備対策班	県土整備部長	県土整備部副部長 県土企画課長 建築・技術課長 まちづくり課長 下水道課長 河川砂防課長 道路課長	県土企画課 建設・技術課 まちづくり課 下水道課 産業人材課 土地利活用課 建築住宅課 資産活用課 教育総務課 河川砂防課 農山村課 港湾課 道路課　ほか

※　各対策班の業務は、本文中に〈　〉で示す。

【県教育委員会及び県警察本部の関係課等】

各対策班名	対策班長	対策副班長	構成課等
文教対策班	教育長	教育庁危機管理・広報総括監 学校教育課長 教育総務課長 教育振興課長 法務私学課長 文化財課長	法務私学課 教育総務課 教職員課 学校教育課 教育振興課 保健体育課 文化財課
各対策班名	対策班長	対策副班長	構成課等
公安対策班	県警本部長	警備第二課長	警備第二課

５　県現地対策本部の設置等　（法第28条第8項）

知事**〈総括対策班〉**は、避難住民の数が多い地域等において、市町対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置する。

県現地対策本部長や県現地対策本部員は、県対策副本部長、県対策本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

また、知事〈**総括対策班**〉は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（市町、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置する（すでに関係機関により現地調整所が設置されている場合は、職員を派遣する。）。

６　県対策本部長の権限

県対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法第29条第1項）

県対策本部長は、県の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、市町対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行うことができる。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

(2) 国の対策本部長に対する総合調整の要請（法第29条第4項）

県対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 職員の派遣の求め（法第29条第3項、法第28条第7項）

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

また、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求める

ことができる（自衛隊の連絡員の派遣）。

(4) 情報の提供の求め（法第29条第8項）

県対策本部長は、国の対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

この場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

(5) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法第29条第9項）

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

(6) 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め（法第29条第10項）

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

7　県対策本部を設置すべき県の指定の要請等　（法第26条第1項及び第2項）

知事**〈総括対策班〉**は、県が県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。

県の区域内の市町の長から、市町対策本部を設置すべき市町の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

8　県対策本部の廃止　（法第30条）

知事**〈総括対策班〉**は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

第２　県対策本部等における広報　（法第8条）

県**〈総括対策班、広報対策班〉**は、市町及び防災関係者等と相互に緊密な連携を取り、災害状況に関する情報や生活関連情報等住民に役立つ情報を様々な媒体を活用し、提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力も得ながら、正確な情報提供を迅速に行うとともに、県ホームページを活用した情報提供に努める。

1　広報体制

県**〈総括対策班、広報対策班〉**は、武力攻撃災害等において、危機管理・報道局長を広報責任者として、情報の一元化を図り、別に定める「佐賀県危機管理基本マニュアル」により広報を実施するものとする。

また、国や市町及び防災関係者、報道機関と相互に緊密な連携を取り、迅速で正確な情報提供に努める。

2　情報の収集

県**〈各対策班〉**は、迅速で正確な情報収集を行うため、必要に応じ、安全に配慮しながら職員を現地に派遣して直接情報の収集に当たる。

なお、情報収集に当たっては、個人情報保護の観点等に十分配慮しながら行う。

3　広報の内容

広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。

また、刻々と変わる県民ニーズの把握に努め、真に役立つ情報を提供する。

【広報内容の例示】

○　災害発生に伴う被害状況（人的、物的被害等の状況）
○　道路交通情報（道路の通行止め等の情報）
○　公共交通機関の状況（鉄道、バスの運行状況等）
○　電気、ガス、上下水道、電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況）
○　医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
○　安否情報及びその確認方法（市町ごとの被災者数、災害時伝言ダイヤルの案内等）
○　食料、飲料水、生活必需品、衣料品等の供給状況（支援内容等）
○　相談窓口の設置状況
○　河川、港湾、道路、橋梁等公共土木施設等の被災状況、復旧状況
○　ボランティア情報（県外からの支援受け入れ調整等）
○　義援金・必要とする救援物資の一覧及び受け入れ方法や窓口等に関する情報
○　県民の行動に当たっての注意喚起（出火防止、二次被害への警戒等）
○　安心情報の提供（原子力発電所やダム等の重要施設については、被害がなくて、被災もしていない旨の安心情報等）
○　生活支援情報（当該災害による被害がない場合であっても、県民生活に関連する交通機関の運行状況やライフラインの状況等）
○　その他、状況に応じた真に役立つ情報

4　広報の手段

テレビ・ラジオ放送、ＣＡＴＶ、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民に迅速に提供する。

5　その他の留意事項

武力攻撃事態等では、住民の不安感もあり、流言・飛語が発生する恐れも想定されることから、その防止の観点からも、県**〈総括対策班、広報対策班〉**は、報道機関をはじめ、関係機関と連携し、正確な情報を迅速に提供することに特に留意するものとする。

また、万一、流言・飛語が発生した場合には、報道機関をはじめ、関係機関との連携のもと、その沈静化に向けた情報提供をするものとする。

第３　通信の確保

1　情報通信手段の確保

県**〈総括対策班、情報通信対策班〉**は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）及び緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－Ｎｅｔ）、インターネット、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線若しくは移動系防災行政無線等の移動系通信回線、携帯電話、衛星携帯電話の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2　情報通信手段の機能確認

県**〈総括対策班、情報通信対策班〉**は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3　通信輻輳により生じる混信等の対策

県**〈総括対策班、情報通信対策班〉**は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

4　市町における通信の確保

市町は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

第３章　関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

第１　国の対策本部との連携

（法第3条第4項）

１　国の対策本部との連携

県**〈総括対策班〉**は、国の対策本部と密接な連携を図る。

この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

２　国の現地対策本部との連携

県**〈総括対策班〉**は、国の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣し、当該本部と緊密な連携を図る。

また、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するために武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合には、県はこれに出席し、国との情報交換を行うなど、相互に協力するものとする。

第２　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

１　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

（法第11条第4項）

県**〈総括対策班、関係対策班〉**は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

２　市町からの措置要請

（法第16条第5項）

県**〈総括対策班、関係対策班〉**は、市町から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

第３　自衛隊の部隊等の派遣要請等

１　知事による自衛隊の部隊等の派遣要請等　（法第15条第1項、施行令第3条）

知事**〈総括対策班〉**は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。

なお、武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものであるため、派遣の要請に当たってはこのことを留意する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

ア　武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容　（※）
エ　その他参考となるべき事項

（※）想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおり。
①　避難住民の誘導
（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
②　避難住民等の救援
（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
③　武力攻撃災害への対処
（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、ＮＢＣ攻撃による汚染への対処等）
④　武力攻撃災害の応急の復旧
（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

２　市町長からの派遣要請の求め　（法第20条第1項）

知事**〈総括対策班〉**は、市町長から、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

３　自衛隊の部隊等との連携　（法第28条第7項）

知事**〈総括対策班〉**は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じ

て緊密な意思疎通を図る。

第４　他の都道府県に対する応援の要求･事務の委託

1　都道府県間の応援

(1) 他の都道府県への応援の求め（法第12条第1項）

県**〈総括対策班〉**は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。

(2) 国の対策本部等への連絡

県**〈総括対策班〉**が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。

ただし、県公安委員会が、警察法第６０条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

(3) 近隣県等との連携体制の充実

県**〈総括対策班等相互応援協定に関係する対策班〉**は、他の都道府県との広域連携体制の整備に努めるとともに、九州・山口９県武力攻撃災害等時相互応援協定等に基づき、関係県間相互に応援が迅速かつ的確に行えるよう連携体制の充実を図る。

【九州・山口９県武力攻撃災害等時相互応援協定の応援項目】
1　職員の派遣　　2　食料、飲料水及び生活必需品の提供
3　避難・収容施設及び住宅の提供　　4　緊急避難路及び輸送手段の確保
5　医療支援　　6　武力攻撃災害等に対処するための物資や資機材の提供
7　その他国民保護措置等に必要な事項

2　事務の一部の委託

(1) 他の都道府県への事務の一部の委託（法第13条、施行令第1条）

県**〈総括対策班、組織支援対策班〉**が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

・　委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
・　委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

なお、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等は、

避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第１３条に基づき、事務の委託を行うものとする。

(2) 事務の委託の公示等（施行令第1条）

他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県**〈総括対策班〉**は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、知事**〈総括対策班〉**はその内容を速やかに議会に報告する。

第５　指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

（法第21条第3項）

県**〈総括対策班、関係対策班〉**は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

第６　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

１　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

（法第151条第1項、施行令第37条）

県**〈総括対策班、組織支援対策班〉**は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

２　総務大臣に対する職員派遣の斡旋の求め

（法第152条第1項、施行令第37条）

県**〈総括対策班、組織支援対策班〉**は、１の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、１の職員の派遣について、あっせんを求める。

３　市町からの要請に対する職員の派遣

（法第153条）

県**〈総括対策班、組織支援対策班〉**は、市町から、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

4　県の委員会等の知事への事前協議　（法第151条第2項、法第152条第3項）

県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事**〈組織支援対策班〉**に協議する。

5　市町からの要請に対する職員の斡旋　（法第153条）

知事**〈組織支援対策班〉**は、市町から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

第７　県の行う応援等

1　他の都道府県に対して行う応援等

(1) 他の都道府県への応援（法第12条第1項）

県**〈各対策班〉**は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(2) 他の都道府県から事務の委託を受けた場合の公示等（法第13条、施行令第1条）

他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事**〈総括対策班〉**は、所定の事項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

2　市町に対して行う応援等

(1) 市町への応援（法第18条第1項及び第2項）

県**〈各対策班〉**は、市町から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(2) 市町が行う措置の代行（法第14条第1項）

県**〈各対策班〉**は、市町がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。

(3) 県による代行の公示（法第14条第2項）

県**〈総括対策班〉**は、市町長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

3　指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等　（法第21条第2項）

県〈**各対策班**〉は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第８　ボランティア団体等に対する支援等

1　自主防災組織に対する支援　（法第4条第3項）

県〈**総括対策班**〉は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

2　ボランティア活動への支援等　（法第4条第3項）

県〈**県民環境対策班、健康福祉対策班**〉は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、県〈**県民環境対策班、健康福祉対策班**〉は、安全の確保が十分であると判断した場合には、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県民災害ボランティアセンターや佐賀県社会福祉協議会等のボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努める。

3　民間からの救援物資の受入れ等

県〈**健康福祉対策班、男女参画・こども対策班**〉は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

第９　住民への協力要請

（法第4条、法第70条、法第80条、法第115条、法第123条）

県**〈総括対策班〉**は、法の規定により、次に掲げる措置を行うため、安全が確保されている場合で、必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

１　避難住民の誘導
２　避難住民等の救援
３　消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
４　保健衛生の確保

第４章　警報及び避難の指示等

第１　警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、次のとおり定める。

１　国の対策本部長の警報の発令及び通知等

(1)　国の対策本部長からの警報の発令及び通知（法第44条、法第45条）

国の対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令し、直ちにその内容を指定行政機関の長に通知しなければならないこととされている。

また、警報の通知を受けた指定行政機関の長は、直ちにその内容を管轄する指定地方行政機関の長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知しなければならないこととされており、知事へは総務大臣（消防庁）から直ちに通知されることとされている。

【警報の内容】（法第44条第2項）

ア　武力攻撃事態等の現状及び予測

（例：航空機又は船団の接近、相手国地上部隊の侵攻状況など警報を発令するに至った武力攻撃又は相手国の軍隊等の状況及び今後の予測等）

イ　武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域を特定することができない場合を除く。）

（例：地方公共団体の名称等）

ウ　その他住民及び公私の団体に対し、周知させるべき事項

（例：地方公共団体等の指示に従って落ち着いて行動すること、テレビ・ラジオ等の情報収集手段の確保に努めること　等）

※　国の対策本部長が発令する警報は、可能な限り分かりやすく、簡潔な「文書」をもって発令されることとされている。

(2) 総務大臣（消防庁）からの警報の受信

総務大臣（消防庁）からの警報の通知は、次により受信するものとする。

ア　警報が勤務時間内に通知された場合

総務大臣（消防庁）からの警報の通知は、危機管理防災課が受信するものとする。

受信した危機管理防災課は、総務大臣（消防庁）に受信確認を行うとともに、電子メールや電話等を通じ、直ちに警報の内容を知事、危機管理･報道局長及び関係職員に連絡する。

イ　警報が勤務時間外に通知された場合

総務大臣（消防庁）からの警報の通知は、宿日直者が受信するものとする。

受信した宿日直者は、総務大臣（消防庁）に受信確認を行うとともに、電子メールや電話等を通じ、直ちに警報の内容を知事、危機管理･報道局長、危機管理防災課長及び関係職員に連絡する。

【図３－４　国の対策本部長による警報の通知経路（参考図）】

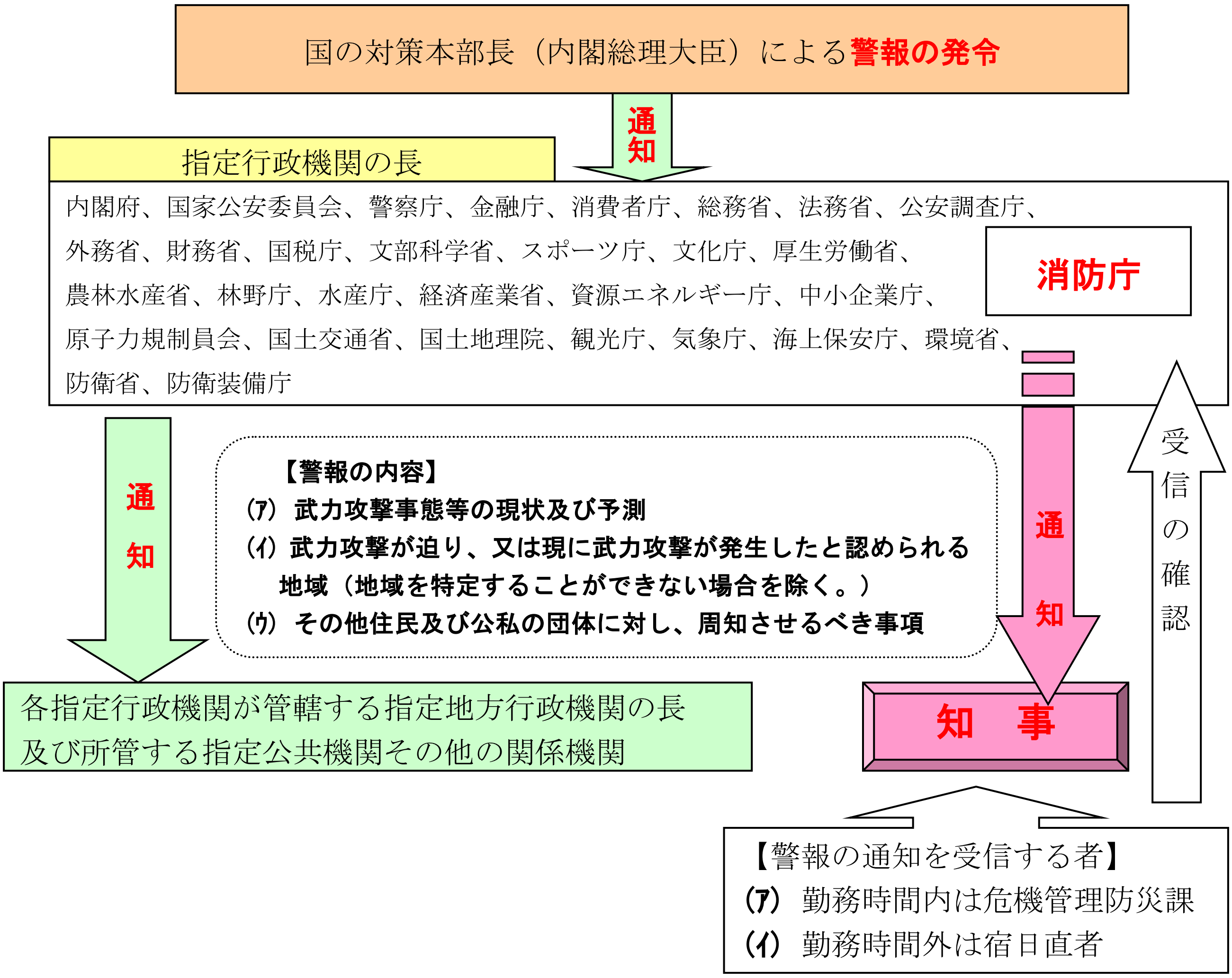

2　知事による警報の通知及び伝達

総務大臣（消防庁）から警報の通知を受けた知事が行う市町その他の関係機関への警報の通知及び伝達について、以下のとおり定める。

(1) 警報の通知（法第46条、法第50条）

ア　知事**〈総括対策班ほか〉**は、国の対策本部長が発令した警報が総務省（消防庁）から通知された場合には、佐賀県一斉指令システム及び県防災行政無線を中心に、電話〔固定、携帯〕、ＦＡＸ、電子メール〔携帯電話のメール機能含む〕等の最も迅速かつ確実な方法により、直ちに、次の者に通知するものとする。

なお、通知に当たって、「電話」と「電子メール（又はＦＡＸ）」等を併用することにより、通知内容に齟齬が生じないよう留意する。

また、必ず相手方が通知を受けたかどうかの受信確認を行う。

(ｱ) 市町長**〈総括対策班〉**
(ｲ) 放送事業者その他の指定地方公共機関**〈総括対策班、広報対策班〉**
(ｳ) 県の執行機関**〈総括対策班〉**
(ｴ) 県の他の執行機関**〈総括対策班〉**
(ｵ) 県の関係現地機関**〈各対策班〉**
(ｶ) 消防本部**〈総括対策班〉**
(ｷ) その他の関係機関**〈関係対策班〉**

※　連絡先等については、第１編第４章の「関係機関の連絡先」を参照のこと。

イ　知事**〈総括対策班〉**は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町については、特に優先して通知する。

ウ　知事**〈総括対策班、広報対策班〉**は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

(2) 警報の伝達等（法第48条、法第8条）

ア　県は学校**〈県民環境対策班、文化・スポーツ対策班、文教対策班〉**、病院**〈健康福祉対策班〉**、駅**〈地域交流対策班〉**その他の多数の者が利用する施設（工場、大規模集客施設**〈産業労働対策班〉**等）の管理者に対し、第２編第１章第４の２に掲げるところに従って、警報の内容を伝達するよう努める。

イ　県**〈総括対策班、広報対策班〉**は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ（http://www.pref.saga.lg.jp/）の「緊急情報」に警報の内容を掲載する。

(3) 警報の解除の伝達（法第51条第2項）

（１）及び（２）は、国の対策本部長が警報を解除した場合についても準用する。

3　市町長の警報伝達の基準

(1) 住民等への警報の伝達（法第47条第1項）

市町長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。

(2) 伝達の方法（法第47条第2項）

警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町が保有する伝達手段に基づき、原則として次により行うものとする。

ア　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレン(※)を最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

※国が定めたサイレン

平成１７年７月６日付け閣副安危第２８１号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官名で発出された「国民保護に係る警報のサイレンについて（危機管理監決裁）の決定」通知で示されたサイレン

イ　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

なお、このことは、市町長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

その他、市町長は、県警察などの関係機関の協力を得て、「広報車の使用」、「消防団や自主防災組織による伝達」、「自治会等への協力依頼」などの防災行政無線による伝達以外のあらゆる手段を活用し、当該地域の住民に対して迅速かつ的確に警報を伝達し、その周知徹底を図るものとする。

(3) 警報伝達の体制整備及び配慮事項（法第41条、法第9条）

市町長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、或いは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。

この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に十分配慮するものとする。

(4) 警報の解除（法第51条第2項）

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととし、その他は警報の発令の伝達と同様に、様々な手段、方法を活用して、警報の解除の伝達を行うものとする。

4　県警察の警報の伝達の協力 （法第47条第3項）

県警察は、市町と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように努める。

【図３－５警報の通知･伝達経路】

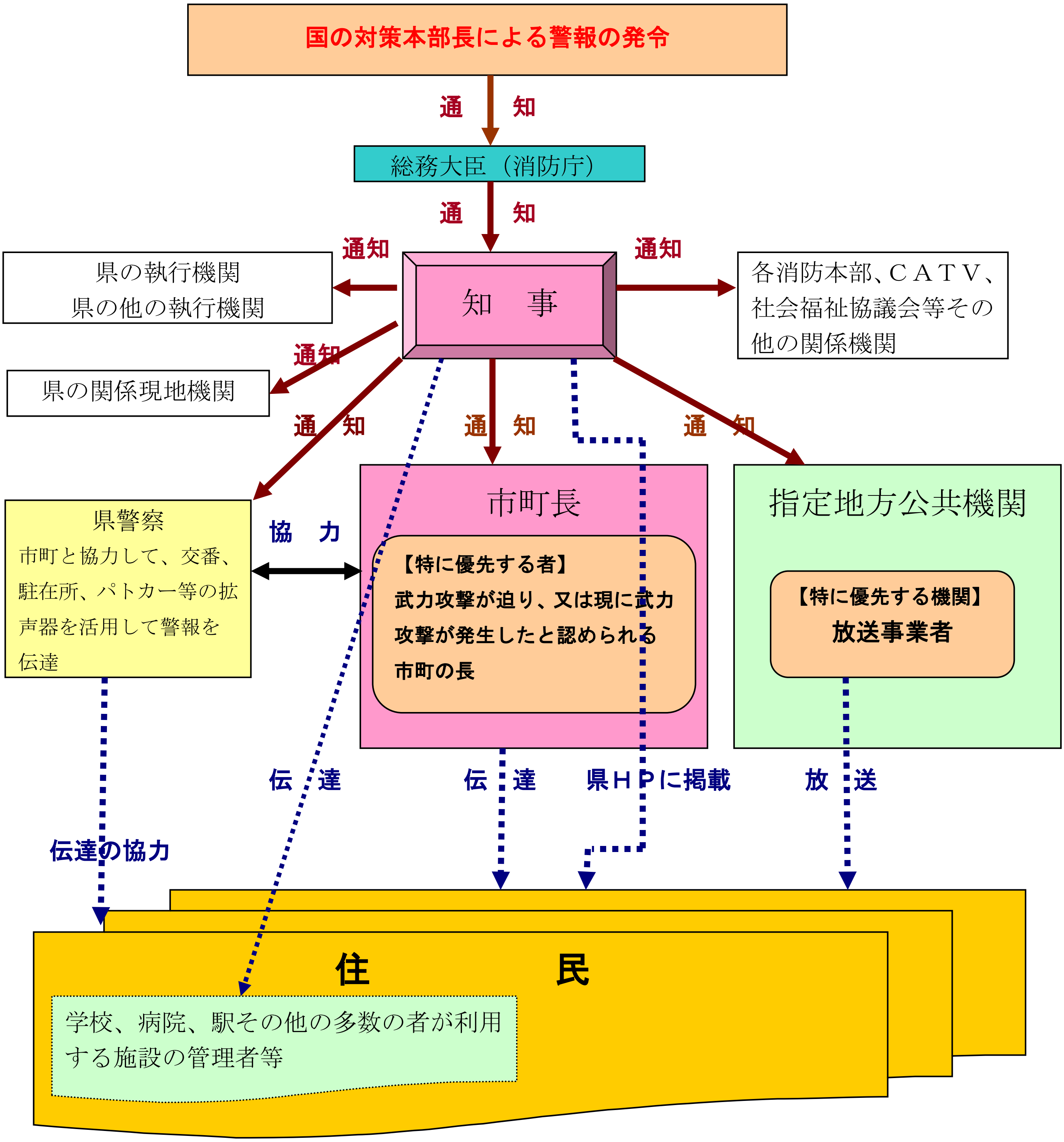

第２　緊急通報の発令

1　緊急通報の発令

(1) 知事の緊急通報の発令（法第99条第1項）

知事**〈総括対策班〉**は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

(2) 緊急通報を発令する場合の留意

知事**〈総括対策班〉**は、緊急通報を発令する場合は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

【参考】国の対策本部長が発令する「警報」と知事が発令する「緊急通報」の相違点

区　分	警　報	緊急通報
発令者	国の対策本部長	知　事
発令の要件	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるとき	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認めるとき
対　象	武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域として、比較的広範囲の地域を対象とし、地域を特定せずに発令される場合もある。	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている限定された地域を対象

2　緊急通報の内容　（法第99条第2項）

緊急通報の内容は、次のとおりとする。

(1) 武力攻撃災害の現状及び予測

（例：火災の発生状況や延焼の予測、ダムや堤防の状況、決壊した場合に予想される水流等）

(2) その他住民及び公私の団体に対し、周知させるべき事項

（例：指示に従い落ち着いて行動すること、テレビ･ラジオ等の情報収集の確保に努めること等）

なお、緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

【緊急通報の内容の一例】

佐賀県△△町の○○海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な２～３人組が付近に潜んでいる模様

- ○○海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ○○海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- その他不審者に関する情報等があれば、０９５２－２４－○○０２まで電話すること。

3　緊急通報の通知方法　（法第100条）

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様（図3-5参照）とする。

なお、警報における通知先に加え、日本放送協会（ＮＨＫ）をはじめとした関係指定公共機関にも通知する。

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

また、緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

4　放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送　（法第101条）

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

第３　避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、次のとおり定める。

1　国の対策本部長の避難措置の指示及び通知

(1) 避難措置の指示及び内容（法第52条第1項及び第2項）

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難（屋内への避難を含む。）が必要であると認めるときは、総務大臣（消防庁）を通じて、知事に対し、直ちに、所要の住民避難に関する措置を講ずべきことを指示することとされている。

なお、避難措置の指示の内容は、次のとおりである。

【避難措置の指示の内容】
ア　住民の避難が必要な地域**【要避難地域】**
イ　住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）**【避難先地域】**
ウ　住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
（例：避難に伴う物資や食料等の供給の支援、避難に伴う安否情報の収集、国の関係機関による措置等）

(2) 避難措置の指示の通知（法第52条第4項、第5項及び第6項）

国の対策本部長は、避難措置の指示をしたときは、直ちに指定行政機関の長に通知し、通知を受けた指定行政機関の長は、直ちにその内容を管轄する指定地方行政機関の長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知しなければならないこととされている。

また、総務大臣（消防庁）は、上記の通知を受けた場合は、直ちに、その内容を関係都道府県以外の都道府県知事に通知しなければならないこととされている。

(3) 総務大臣（消防庁）からの避難措置の指示の受信

総務大臣（消防庁）からの避難措置の指示の通知は、警報の受信と同様に、次により受信するものとする。

ア　避難措置の指示が勤務時間内に通知された場合

総務大臣（消防庁）からの避難措置の指示の通知は、危機管理防災課が受信するものとする。

受信した危機管理防災課は、総務大臣（消防庁）に受信確認を行うとともに、電子メールや電話等を通じ、直ちに避難措置の指示の内容を知事、危機管理・報道局長及び関係職員に連絡する。

イ　避難措置の指示が勤務時間外に通知された場合

総務大臣（消防庁）からの避難措置の指示の通知は、宿日直者が受信するものとする。

受信した宿日直者は、総務大臣（消防庁）に受信確認を行うとともに、電子メールや電話等を通じ、直ちに避難措置の指示の内容を知事、危機管理・報道局長、危機管理防災課長及び関係職員に連絡する。

【図３－６　国の対策本部長による避難措置の指示の通知経路（参考図）】

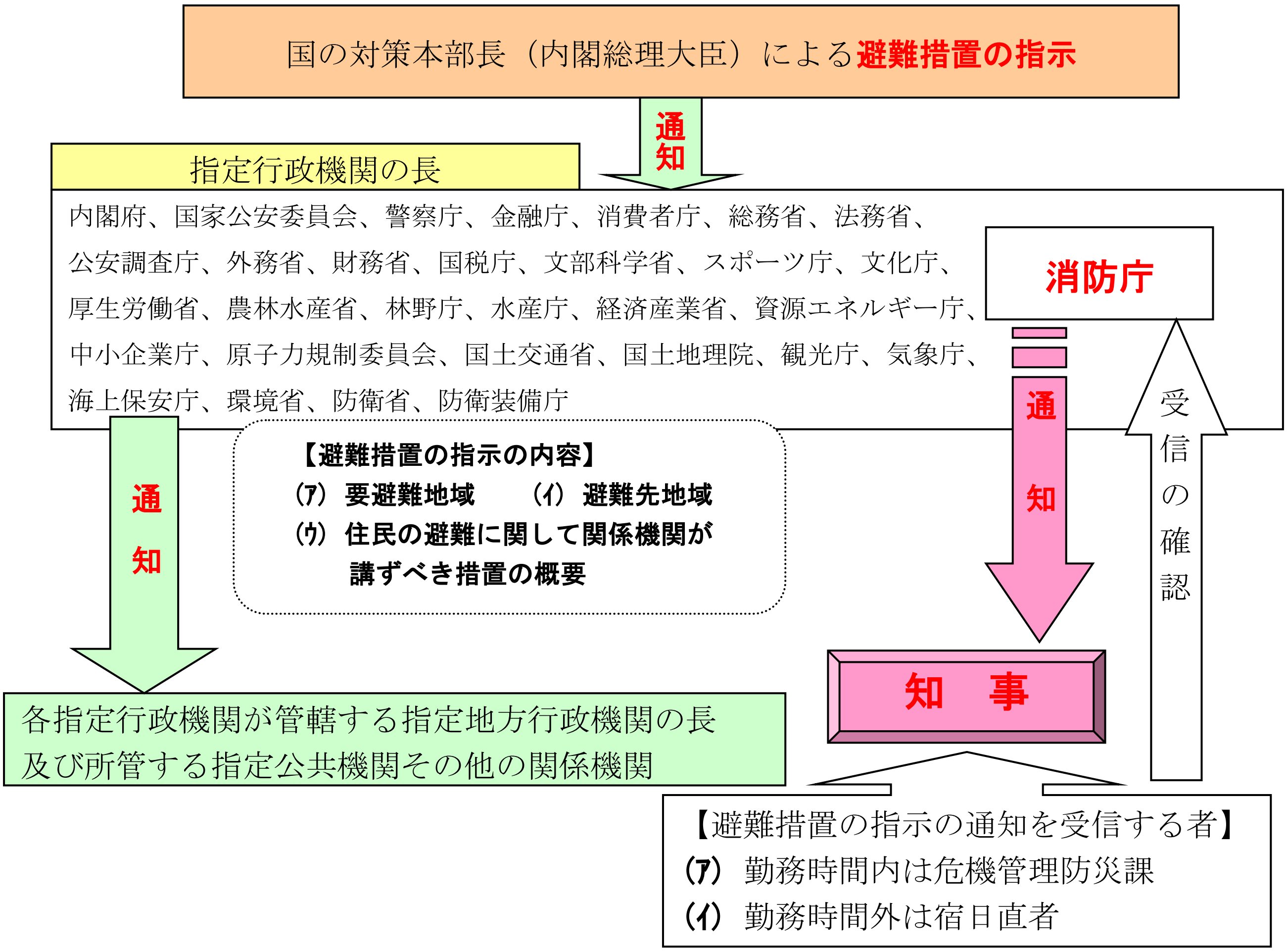

２　避難措置の指示

(1) 避難措置の指示を受けた場合等の通知【第１段階】（法第52条第7項）

ア　知事**〈総括対策班〉**は、総務大臣（消防庁）を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け、又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容を警報の通知（図３－５参照）と同様に、次の者に通知する。

また、必ず相手方が通知を受けたかどうかの受信確認を行う。

(ｱ) 市町長**〈総括対策班〉**

(ｲ) 放送事業者その他の指定地方公共機関**〈総括対策班、広報対策班〉**

(ｳ) 県の執行機関**〈総括対策班〉**

(ｴ) 県の他の執行機関**〈総括対策班〉**
(ｵ) 県の関係現地機関**〈各対策班〉**
(ｶ) 消防本部**〈総括対策班〉**
(ｷ) その他の関係機関**〈関係対策班〉**

※　連絡先等については、第１編第４章の「関係機関の連絡先」を参照のこと。

イ　知事**〈総括対策班〉**は、**ア**に掲げる者のうち、「要避難地域又は避難先地域」に該当する市町については、特に優先して通知する。

(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置【第２段階】（法第54条）

知事**〈総括対策班〉**は、総務大臣（消防庁）を通じて、避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

ア　要避難地域を管轄する場合
住民に対する避難の指示
イ　避難先地域を管轄する場合
避難施設の開設や救援の準備等避難住民の受け入れのための措置
ウ　通知を受けた場合（ア又はイ以外）
警報の通知･伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

【図３－７　避難措置の指示を受けた場合の知事の措置等の流れ】

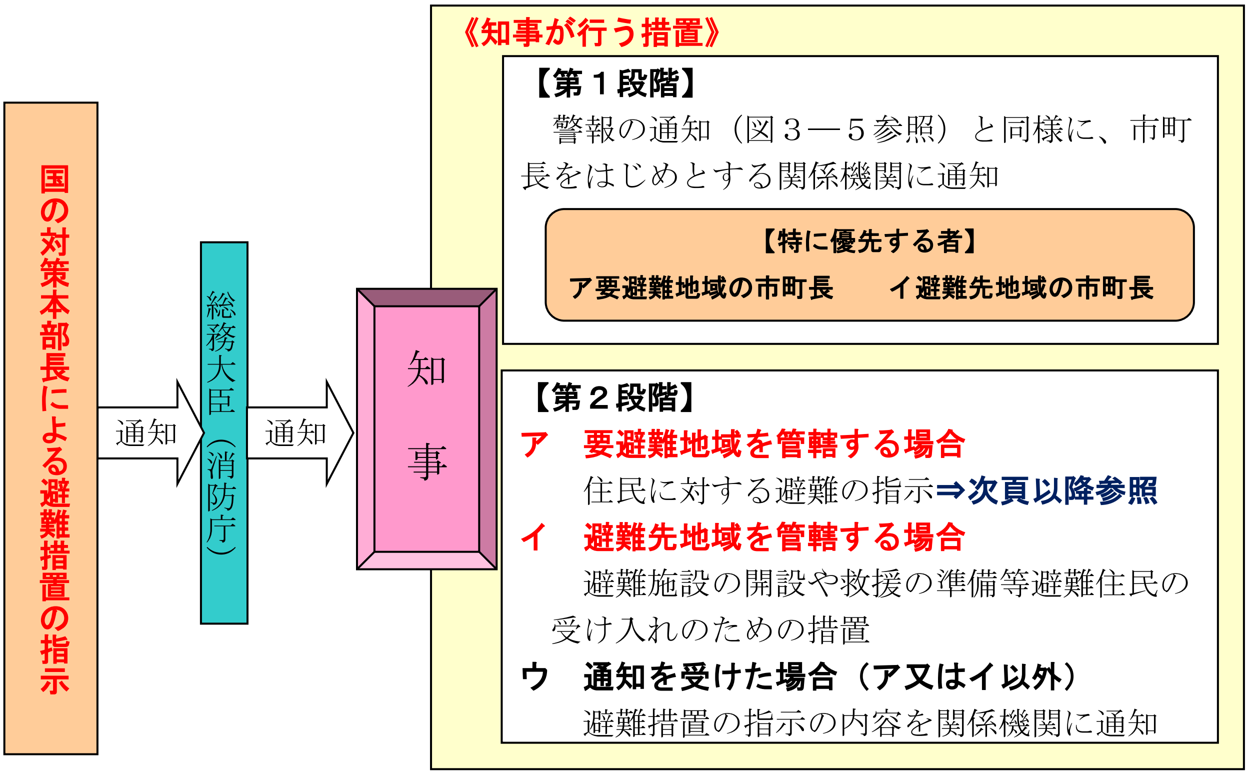

※参考情報　大規模な着上陸侵攻の場合における避難措置の指示について

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、国の総合的な方針として示されることとなる「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になる。

当該避難措置の指示に際して、国の対策本部長は、指示に先だって、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うこととされており、知事は、国の対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国の対策本部長に早急に連絡するものとする。

3　避難の指示

(1) 住民に対する避難の指示（法第54条第1項）

知事**〈総括対策班〉**は、総務大臣（消防庁）から避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示する。

【指示に際し、知事が示すべき内容】

ア　要避難地域
イ　避難先地域
ウ　住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
エ　主要な避難の経路
オ　避難のための交通手段
カ　その他避難の方法

※　具体的なイメージは次々頁の「避難の指示の内容（一例）」を参照

(2) 要避難地域に近接する地域の住民に対する避難の指示（法第54条第1項）

知事**〈総括対策班〉**は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、国の対策本部長が示す要避難地域に近接する地域の住民も避難させることが必要であると認めるときは、その地域の住民に対して、(1)と同様に避難を指示する。

(3) 住民に対する避難の指示に際しての留意・調整事項（法第54条第2項）

知事**〈総括対策班〉**は、平素において準備した基礎的な資料（第２編第２章参照）を参考にするとともに、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

なお、避難の指示に際して調整を要する事項を参考までに次頁に掲げる。

ア　要避難地域に該当する市町毎の避難住民数の把握
- 関係市町からの最新の情報の入手

イ　避難のための輸送手段の調整
- 運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整
- 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整
- 避難経路や交通手段が限定されること等への留意

ウ　主要な避難経路や交通規制の調整
- 県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用等に係る調整
- 道路の状況に係る道路管理者との調整

エ　区域内外の避難施設の状況の確認
- 避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択

オ　国による支援の確認
- 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整
- 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
- 防衛省への支援要請

カ　市町との役割分担の確認
- 市町の誘導能力の把握、市町の支援要望の聴取、広域的な調整

キ　自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
- 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
- 国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応
（必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整）

※　動物の保護等に関する配慮

県は、国（環境省、農林水産省等）が別途示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。

- 危険動物等の逸走対策
- 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示（一例）

佐　賀　県　知　事
○月○日○時現在

○　本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。
要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

○　本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
(1) Ａ市ＡＡ地区の住民は、Ｂ市ＢＢ地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
・　輸送手段及び避難経路
国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）
○○駅より○○鉄道（○○行　○○両編成、○便予定）
※　○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）
※　細部については、Ａ市の避難実施要領（本章第６を参照）による。
※　Ａ市職員の誘導に従って避難する。

(2) Ａ市ＢＢ地区の住民は、Ｂ市ＣＣ地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
・　輸送手段及び避難経路
徒歩により、緊急にＤＤ地区に移動の後、追って指示を待つ。
・・・以下略・・・

（注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※　関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

○　避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。
・　武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
・　当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

4　避難の指示をした場合の通知等　（法第54条第5項及び第7項、法第57条）

(1) 知事**〈総括対策班ほか〉**は、住民に対し、市町長を通じて避難の指示をした場合は直ちに、その内容を警報の通知と同様の手段・方法により、次の者に通知する。

ア　市町長（避難の指示を受けた市町は除く。）**〈総括対策班〉**
イ　放送事業者その他の指定地方公共機関**〈総括対策班、広報対策班〉**
ウ　県の執行機関（本庁の知事部局）**〈総括対策班〉**
エ　県の他の執行機関（県警察、県教育委員会等）**〈総括対策班〉**
オ　県の関係現地機関**〈各対策班〉**
カ　消防本部**〈総括対策班〉**
キ　**関係指定公共機関〈総括対策班〉**
ク　**県の区域内の避難先地域の避難施設の管理者〈総括対策班〉**
ケ　その他の関係機関**〈関係対策班〉**

※　連絡先等については、第１編第４章の「関係機関の連絡先」を参照のこと。

※　ゴシック太字は、警報の通知先とは異なるものである。

(2) 知事**〈総括対策班、広報対策班〉**は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に指示の内容を通知する。

(3) 知事**〈総括対策班〉**は、避難先地域を管轄する市町長に対しては、受け入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

5　放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送　（法第57条）

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

なお、放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというものではなく、その放送の方法については、県から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して放送事業者の自主的な判断に委ねることとする。

6　避難の指示の国の対策本部長への報告　（法第54条第8項）

知事**〈総括対策班〉**は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

7　県の区域を越える住民の避難の場合の調整

(1) 避難先都道府県知事との協議（法第58条第1項）

知事**〈総括対策班〉**は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。

- 避難住民数、避難住民の受入予定地域
- 避難の方法（輸送手段、避難経路）　等

(2) 大規模な着上陸侵攻に伴う避難に係る都道府県間の協議

知事**〈総括対策班〉**は、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。

(3) 他の都道府県からの避難の受け入れ（法第58条第3項及び第5項）

知事**〈総括対策班〉**は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。

この場合において、受入地域を管轄する市町長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

(4) 総務大臣の勧告等（法第59条第2項）

知事**〈総括対策班〉**は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずるものとする。なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合は、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずるものとする。

8　国の対策本部長による利用指針の調整

国民保護措置を実施するための道路、港湾施設、飛行場施設等における利用が自衛隊や米軍の行動と競合する場合には、知事**〈関係対策班〉**は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、知事**〈関係対策班〉**は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第６条第３項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

９　避難措置の指示の解除等

(1) 避難措置の指示の解除（第53条第1項及び第2項）

国の対策本部長は、要避難地域の全部又は一部について避難の必要がなくなったと認めるときは、当該要避難地域の全部又は一部について避難措置の指示を解除することとされており、総務大臣（消防庁）を通じて、関係都道府県知事に対し、直ちに避難措置の指示の解除を通知することとされている。

(2) 避難の指示の解除（法第55条第1項及び第2項）

知事**〈総括対策班〉**は、(1)により、国の対策本部長から避難措置の指示の解除が通知されたときは、同様に避難の指示を解除する。

また、知事の判断で、要避難地域に近接する地域の住民を避難させた場合において、知事が避難の必要がなくなったと認めるときは、避難の指示を解除する。

(3) 避難の指示等の解除の通知（法第55条第3項）

知事**〈総括対策班〉**は、避難の指示の解除を行った場合は、それぞれ避難の指示の通知を行った者に通知するものとする。

(4) 避難住民の復帰のための措置（法第69条）

市町長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、「避難住民の復帰に関する要領」を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

第４　避難の指示に当たっての配慮すべき事項

１　避難の指示に当たって配慮すべき地域特性等

(1) 都市部における住民の避難

都市部の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、国の基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

また、大規模集客施設や旅客運送関連施設についても、知事〈**総括対策班、産業労働対策班、地域交流対策班**〉は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

このため、知事**〈総括対策班〉**は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外

の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応するものとする。

(2) 離島における住民の避難

離島の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから、知事は、以下の情報について、消防庁又は国土交通省を通じて、国の対策本部に早急に連絡するものとする。

- 避難すべき住民の数、想定される避難方法
- 現在確保が見込める輸送手段、今後不足する輸送手段の見込み

輸送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得て、知事**〈総括対策班、地域交流対策班〉**は、関係する輸送事業者と連絡をとり、輸送に係る個別の調整を行うものとする。

この場合において、知事**〈総括対策班、地域交流対策班〉**は、市町と連携しながら、輸送手段を効果的に活用できるよう島内の地域を分割して、各地域の避難の時期、避難の方法（一時避難場所や港湾までの輸送手段、輸送経路等）を定めるものとする。

また、県**〈総括対策班、農林水産対策班〉**及び市町は、必要に応じ、第七管区海上保安本部等に要請するほか、佐賀県水難救済会及び漁業協同組合等に協力を求めるなどして、輸送手段の確保に努めるものとする。

(3) 武力攻撃原子力災害の場合

知事**〈総括対策班〉**は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととなるが、事態の状況を見て、次のような指示を行うものとする。

- コンクリート屋内等への屋内避難を指示
- 事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示

(4) ＮＢＣ攻撃の場合

知事**〈総括対策班、健康福祉対策班〉**は、ＮＢＣ攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとする。

さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事**〈総括対策班〉**は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとする。

(5) 交通手段としての自家用車の使用

住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があることから自家用車の使用は困難な場合が多いと考えられる。

しかしながら、半島、中山間地域等の公共交通機関が限られている地域、原子

力事業所に近接している地域等における住民の避難について、知事**〈総括対策班〉**は避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情等を勘案し、県警察の意見を聞いた上で、自家用車等の交通手段を示すことができるものとする。

2　武力攻撃事態の類型等に応じた避難の指示に当たっての留意事項等

(1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

ア　知事**〈総括対策班〉**は、弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させる。

この際、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設等に避難させる。

※　弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

イ　着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、知事**〈総括対策班〉**は、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

ウ　知事**〈総括対策班〉**は、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

【弾道ミサイルによる攻撃の場合の避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

○　弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。
　その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物などに避難すること。

○　次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）
○　要避難地域に該当するＡ市ＡＡ地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア　知事**〈総括対策班〉**は、国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る）。

イ　知事**〈総括対策班〉**は、ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令(→本章第2参照)、退避の指示（→第7章第6参照）、警戒区域の設定（→第7章第6参照）等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

ウ　知事**〈総括対策班〉**は、避難住民の誘導に際しては、市町と県警察、海上保安庁、自衛隊の連携が図られるように広域的見地から市町長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

※　退避の指示について(→第7章第6参照)
　退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している市町村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものであり、知事にもこの権限が付与されている。
　ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合もあることから、かかる場合には、知事**〈総括対策班〉**は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避を指示するものとする。

【ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合の避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）

○　ＡＡ地区内の○○施設において、ゲリラによる急襲的な攻撃が発生している。

○　ＡＡ地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。

○　ＢＢ地区の住民については、市町長による誘導に従い、ＣＣ地区へ避難すること。
　健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、自家用車等により避難すること。

○　なお、○○施設周辺及びＡＡ地区周辺への立入りは非常に危険なので、一般住民の立入りを禁止する。

(3) 着上陸侵攻の場合

ア　大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当である。
　このため、この場合には、知事**〈総括対策班〉**は、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

イ　このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととする。

第５　県による避難住民の誘導の支援等

1　市町長の避難実施要領策定の支援　（法第61条第1項）

知事**〈総括対策班、各対策班〉**は、市町長から避難実施要領（→本章第6参照）を策定するに当たって意見を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。
この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的

な輸送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

2　市町長による避難誘導の状況の把握　（法第64条）

知事**〈総括対策班〉**は、避難実施要領の策定後においては、市町長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

3　市町長による避難住民の誘導の支援や補助　（法第67条第1項及び第4項）

知事**〈総括対策班、健康福祉対策班〉**は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

4　広域的見地からの市町長の要請の調整　（法第63条第2項及び第3項）

知事**〈総括対策班〉**は、複数の市町長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

（注）「警察官等」⇒警察官、海上保安官又は自衛官
　なお、自衛官については、出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等及び国民保護等派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等に対して要請を行う。

5　市町長への避難誘導に関する指示　（法第67条第2項及び第3項）

知事**〈総括対策班〉**は、避難の指示の内容に照らして、市町長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市町長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。

この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町長により行われないときは、知事**〈総括対策班、各対策班〉**は、市町長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

６　国及び他の地方公共団体への支援要請　（法第11条第4項、法第12条）

知事**〈総括対策班〉**は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

７　内閣総理大臣の是正措置に係る対応　（法第68条）

知事**〈総括対策班〉**は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

８　避難住民の輸送の求めに係る調整　（法第71条、法第72条、法第73条第2項から第4項）

知事**〈総括対策班、産業労働対策班、地域交流対策班〉**は、市町の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

知事**〈総括対策班、産業労働対策班、地域交流対策班〉**は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われない場合、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示することができる。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全を確保するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事**〈総括対策班〉**は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由がないのに運送の求めに応じないと認めるときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知することができる。

９　指定公共機関及び指定地方公共機関による運送の実施　（法第71条第2項）

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、知事又は市町長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講じなければならない。

【図３－８　県による避難住民の誘導の支援等の仕組み】

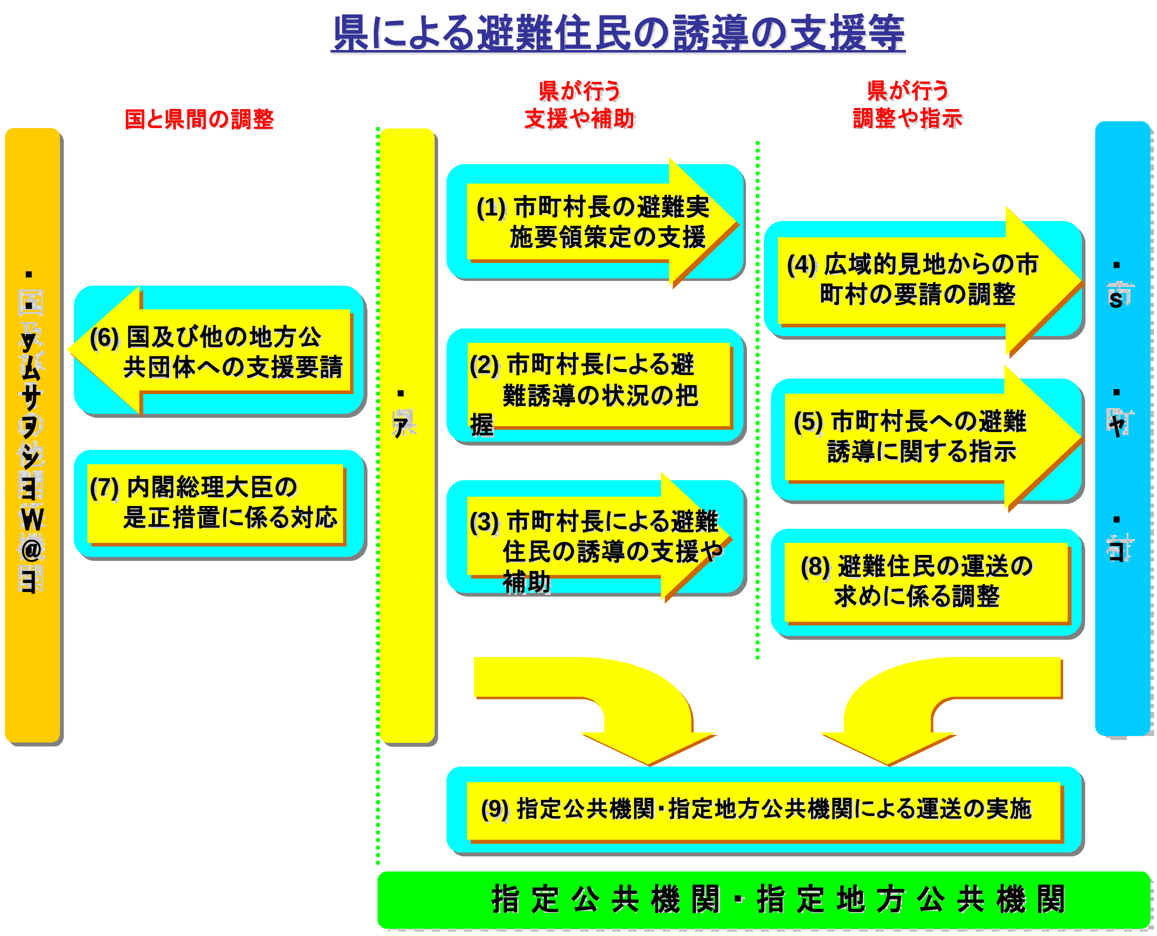

第６　市町長が定める避難実施要領

市町長は、当該市町の住民に対し避難の指示があったときは、市町国民保護計画で定めるところにより、直ちに、避難実施要領を定めることとされている。
このため、市町が定める避難実施要領について、定める項目や策定する際の留意事項等を市町国民保護計画の基準として、次のとおり定める。

１　避難実施要領の策定　（法第61条）

市町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、市町国民保護計画に定めるところにより、関係機関（県、県警察、消防等）の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めることとされている。
このため、市町長は、消防庁が作成するマニュアルを参考にして、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成するものとし、そのパターンの中から、状況に応じた的確な避難実施要領を迅速に策定するものとする。

【避難実施要領に定める事項】

(1) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
（例：集合場所、集合時間、具体的な避難住民の輸送手段や避難経路等）

(2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
（例：職員の配置、職員間の連絡手段、関係機関との調整方法等）

(3) 避難の実施に関し必要な事項
（例：避難施設の名称･所在･連絡先等避難先地域の情報、携行品･服装等関する注意事項、追加情報の伝達方法等）

２　避難実施要領作成の際の主な留意事項

(1)　要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

例：　Ａ市Ａ１地区１－２、１－３の住民は「Ａ１町内会」、Ａ市Ａ２地区１－１の住民は各ビル事業所及び「Ａ２町内会」を避難の単位とする。

(2)　避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

例：　避難先：Ｂ市Ｂ１地区２－３にあるＢ市立Ｂ１高校体育館

⑶ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や輸送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

例：　集合場所：Ａ市Ａ１地区２－１のＡ市立Ａ１小学校グラウンドに集合する。
　集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要援護者については自動車等の使用を可とする。

⑷ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

例：　バスの発車時刻：○月○日１５：２０、１５：４０、１６：００

⑸ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

例：　集合に当たっては、高齢者、障害者等要避難援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。

⑹ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

例：　集合後は、○○鉄道○○線AA駅より、○月○日の１５：３０より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

⑺ 市町職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

例：　避難誘導に当たっての職員の役割分担
- 住民への周知要員
- 避難誘導要員
- 市対策本部要員
- 現地連絡要員　等

(8) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

例：　誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。

(9) 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

例：　避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。

(10) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

例：　避難誘導要員は、○月○日１８：００に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

(11) 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

例：　携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。 　服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。 　なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

(12) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

例：　緊急連絡先：Ａ市対策本部　TEL　0×-××52-××53）担当○田×夫

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（イメージ）

佐賀県○○市長
○月○日○時現在

1　避難の経路、避難の手段その他避難の方法

Ａ市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

(1) Ａ市のＡ１地区の住民は、Ｂ市のＢ１地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○　避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

〈バスの場合〉

Ａ市Ａ１地区の住民は、Ａ市立Ａ１小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号を利用して、Ｂ市立Ｂ１高校体育館に避難する。

〈鉄道の場合〉

Ａ市Ａ１地区の住民は、○○鉄道△△線ＡＡ駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、ＡＡ駅までの経路としては、できるだけ国道○○号又はＡＡ通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発Ｂ市Ｂ１駅行きの電車で避難する。Ｂ市Ｂ１駅到着後は、Ｂ市職員及びＡ市職員の誘導に従って、主に徒歩でＢ市立Ｂ１高校体育館に避難する。

〈船舶の場合〉

Ａ市１地区の住民は、Ａ市Ａ港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○日○時○分発Ｂ市Ｂ１港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

・・・・以下略・・・

(2) Ａ市Ａ２地区の住民は、Ｂ市Ｂ２地区にあるＢ市立Ｂ２中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・

２　避難住民の誘導の実施方法

⑴ 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

・住民への周知要員（○○部××課、△△課の職員、責任者：○○等）
・避難誘導要員（○○部××課、△△課の職員、責任者：○○等）
・市対策本部要員（○○部××課、△△課の職員、責任者：○○等）
・現地連絡要員（○○部××課、△△課の職員、責任者：○○等）
・避難所運営要員（○○部××課、△△課の職員、責任者：○○等）
・水、食料等支援要員（○○部××課、△△課の職員、責任者：○○等）　等

⑵ 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

⑶ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

３　その他避難の実施に関し必要な事項

⑴ 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

⑵ 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

⑶ 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

　　Ａ市対策本部　担当　△山○男

　　　ＴＥＬ　0×-52××-××51（内線 ××××）、ＦＡＸ　0×-52××-××52

・・・・以下略・・・

第７　避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設における安全確保を図る。

また、被災地において発生が予想される悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等住民の身近な犯罪に対する予防･検挙活動の強化に努める。

警察署等においては、自治体等関係機関や地域の自主防犯ボランティア団体等と安全確保に関する情報交換を行い、これらと協働して避難所等における各種防犯活動を展開するほか、住民からの相談に対応することなどにより、住民の不安感の軽減に努める。

第５章　救　援

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、次のとおり定める。

第１　救援の実施

１　救援の実施　（法第75条、施行令第9条）

知事**〈各対策班〉**は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、市町と連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関の協力を得ながら、救援を必要としている避難住民等に対し、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

なお、知事**〈各対策班〉**は、必要があると認める時には金銭を支給してこれを行うことができる。

(1)　収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
(2)　食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
(3)　医療の提供及び助産
(4)　被災者の捜索及び救出
(5)　埋葬及び火葬
(6)　電話その他の通信設備の提供
(7)　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
(8)　学用品の給与
(9)　死体の捜索及び処理
(10)　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

２　市町長による救援の実施等　（法第76条）

知事**〈総括対策班〉**は、救援を迅速に行うため、必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととすることができる。

この場合において、知事は、市町長が当該事務を迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示することができる。

※参考情報　大規模な着上陸侵攻の場合における救援の指示について

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻に係る救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応が取れるよう、必要な研究･検討を進めていくこととする。

第２　関係機関との連携

1　国への要請等　（法第11条第4項、法第86条）

知事**〈総括対策班〉**は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

2　他の都道府県知事に対する応援の求め　（法第12条第1項）

知事**〈総括対策班、関係対策班〉**は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。

この場合において、九州・山口各県間においては、九州・山口９県武力攻撃災害等時相互応援協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

3　市町との連携　（法第76条第2項）

法第７６条の規定に基づき、市町が行うこととされた救援の実施に関する事務以外の事務について、市町長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県**〈各対策班〉**は、市町と密接に連携する。

4　日本赤十字社との連携　（法第77条第3項）

知事**〈総括対策班、健康福祉対策班〉**は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。

この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

5　緊急物資の運送の求め等　（法第79条第1項）

知事**〈総括対策班、産業労働対策班〉**が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第４章第５の８に準じて行う。

6　指定地方公共機関による緊急物資の運送　（法第79条第2項）

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第４章第５の９に準じて行う。

第３　救援の内容

１　救援の基準　（法第75条第3項、施行令第10条）

知事**〈各対策班〉**は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成２５年内閣府告示第２２９号。以下「救援の程度及び基準」という。）※に基づき救援を行う。

また、救援の期間は、国の対策本部長から救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。

なお、知事**〈総括対策班〉**は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

※　「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成２５年内閣府告示第２２９号）
　⇒　「資料編」参照

２　救援に関する基礎資料

知事**〈総括対策班〉**は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

３　救援の内容　（法第75条）

(1)　収容施設の供与

県は、避難を指示する場合や県外からの避難住民の受け入れ等に備え、平素から避難所候補の把握に努め、避難住民等を保護し、その一時的な居住の安定を図る必要がある場合には、市町との連携・協力のもと、あらかじめ指定した避難施設その他の適切な場所に速やかに避難所を開設する。

この場合において、県及び市町は、当該施設の職員、ボランティア、避難住民等の協力を得て、別に定めた「避難所マニュアル策定指針」を参考にしながら、避難所の適切な運営管理を行う。

また、避難が長期化した場合には、県及び市町は、災害時における応急住宅対策計画に基づく体制を活用しながら、公営住宅の斡旋及び応急仮設住宅の建設等を速やかに行い、避難住民等に提供する。

【「収容施設の供与」の実施に関し留意すべき事項】

ア　避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）**〈総括対策班及び関係対策班〉**
イ　避難所の決定**〈総括対策班及び関係対策班〉**
ウ　仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理**〈県民環境対策班〉**

エ　避難所におけるプライバシーの確保への配慮**〈健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、被災者支援等対策班〉**
オ　避難所の運営管理についてのボランティアの協力**〈県民環境対策班、健康福祉対策班〉**
カ　高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与**〈健康福祉対策班〉**
キ　老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与**〈健康福祉対策班、県土整備対策班〉**
ク　収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（公営住宅、賃貸住宅等を含む。）とその用地の把握）**〈県土整備対策班、被災者支援等対策班〉**
ケ　長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応**〈県土整備対策班〉**
コ　提供対象人数及び世帯数の把握**〈健康福祉対策班、被災者支援等対策班〉**　等

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

県は、救援のために必要な食品、飲料水及び被服、寝具等生活必需品等の調達・確保に当たっては、災害時における供給計画に基づく体制を活用し、市町との連携・協力のもと、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、物資の運送を求めながら、速やかに行う。

この場合において、県及び市町は、避難施設の職員、ボランティア、避難住民等の協力を得て、避難所内での物資の配布、避難住民等のニーズの把握等を適切に行う。

また、知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、物資の売り渡し要請等の措置(→本章第5参照)を講ずるものとする。

【「食品･飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与」の実施に関し留意すべき事項】
ア　食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認**〈農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班〉**
イ　物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請**〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班〉**
ウ　提供対象人数及び世帯数の把握**〈健康福祉対策班、被災者支援等対策班〉**
エ　引き渡し場所や集積場所の確認、輸送手段の調達、物資輸送の際の交通規制**〈健康福祉対策班、総括対策班、産業労働対策班、地域交流対策班、組織支援対策班、県警察〉**
オ　ボランティア等の協力による物資の配布や避難住民等のニーズの把握**〈県民環境対策班、健康福祉対策班〉**　等

(3) 医療の提供及び助産

県は、災害時における医療活動計画の具体的な手順を定める「佐賀県災害時医療救護マニュアル」や「佐賀県緊急被ばく医療マニュアル」を基本に、市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関等の関係機関と相互に連携し、医療の提供及び助産を行う。

この場合において、「本章第4　医療活動等を実施する際に留意すべき事項」に特に留意のうえ、医療活動等を実施する。

【「医療の提供及び助産」の実施に関し留意すべき事項】

ア　医薬品、医療資機材、ＮＢＣ対応資機材等の所在の確認**〈健康福祉対策班、総括対策班〉**

イ　被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集**〈各対策班〉**

ウ　救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集**〈健康福祉対策班〉**

エ　避難住民等の健康状態の把握**〈健康福祉対策班〉**

オ　利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握**〈健康福祉対策班〉**

カ　医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応**〈健康福祉対策班〉**

キ　物資の引渡し場所や一時集積場所の確保**〈健康福祉対策班〉**

ク　臨時の医療施設における応急医療体制の確保**〈健康福祉対策班〉**　等

(4) 被災者の捜索及び救出

県は、安全の確保に十分留意しつつ、市町と協力し、被災情報の収集、安否情報の収集及び救出に必要な資機材の確保等を行い、県警察や消防機関等が中心となって行う捜索救出活動との連携を図るものとする。

【「被災者の捜索及び救出」の実施に関し留意すべき事項】

ア　被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携**〈総括対策班〉**

イ　被災情報、安否情報等の情報収集への協力**〈総括対策班〉**

ウ　救出に必要な資機材の確保**〈総括対策班〉**　等

(5) 埋葬及び火葬

県は、市町と協力し、墓地、火葬場等の情報を広域的かつ速やかに収集し、県警察、消防機関等と連携しながら、棺、遺体収納袋等埋葬に必要な物資の確保及び受け入れ可能な火葬場への火葬を要請するなどして、埋葬及び火葬を実施する。

【「埋葬及び火葬」の実施に関し留意すべき事項】

ア　墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握**〈健康福祉対策班〉**

イ　埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制**〈健康福祉対策班〉**

ウ　関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保**〈健康福祉対策班〉**

エ　広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成９年１１月１３日付け衛企第１６２号厚生省生活衛生局長通知）」参考）**〈健康福祉対策班〉**

オ　県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施**〈健康福祉対策班〉**

カ　法第１２２条及び施行令第３４条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第５条及び第１４条の特例）**〈健康福祉対策班〉**　等

(6) 電話その他の通信設備の提供

県は、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、避難施設等での電話その他の通信手段の確保を図る。

【通信設備の提供に関し留意すべき事項】

ア　収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握**〈総括対策班、情報通信対策班〉**

イ　電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整**〈総括対策班、情報通信対策班〉**

ウ　電話その他の通信設備等の設置箇所の選定**〈総括対策班、情報通信対策班〉**

エ　聴覚障害者等への対応**〈健康福祉対策班〉**　等

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

県は、市町の協力のもと、被災した住宅の状況等の情報収集に努め、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して、日常生活に不可欠な部分について、必要最小限の修理を行うなど応急修理に努めるものとする。

また、被災住民のため、相談窓口を設置するなどして、相談体制の整備に努める。

【「住宅の応急修理」の実施に関し留意すべき事項】

ア　住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）**〈県土整備対策班〉**

イ　応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保**〈県土整備対策班〉**

ウ　住宅の応急修理時期や優先箇所の決定**〈県土整備対策班〉**

エ　応急修理の相談窓口の設置**〈県土整備対策班、被災者支援等対策班〉**

(8) 学用品の給与

県は、市町の協力のもと、児童生徒に対し、教科書や教材、文房具、通学用品等の学用品を支給する。

【「学用品の給与」の実施に関し留意すべき事項】

ア 児童生徒の被災状況の収集**〈文教対策班〉**
イ 不足する学用品の把握**〈文教対策班〉**
ウ 学用品の給与体制の確保**〈文教対策班〉** 等

(9) 死体の捜索及び処理

県は、市町と協力して、死体の一時保管場所の確保を行うとともに、医師会、歯科医師会や県警察、消防機関等と連携し、死体の処理等を適切に行う。

【「死体の捜索及び処理」の実施に関し留意すべき事項】

ア 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携**〈総括対策班、健康福祉対策班〉**
イ 被災情報、安否情報の確認**〈健康福祉対策班、総括対策班〉**
ウ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定**〈総括対策班、健康福祉対策班〉**
エ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）**〈健康福祉対策班〉**
オ 死体の一時保管場所の確保**〈健康福祉対策班〉**

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

県は、土石、竹木等により日常生活に著しい支障を受けているものに対し、建設業者等に対し協力を求めるなどして、必要最小限の除去を行う。

【「土石等の除去」の実施に関し留意すべき事項】

ア 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集**〈県土整備対策班〉**
イ 障害物の除去の施工者との調整**〈県土整備対策班〉**
ウ 障害物の除去の実施時期**〈県土整備対策班〉**
エ 障害物の除去に関する相談窓口の設置**〈県土整備対策班、被災者支援等対策班〉**

第４　医療活動等を実施する際に留意すべき事項

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

１　核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

(1) 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施**〈健康福祉対策班〉**

(2) 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）や汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施**〈健康福祉対策班〉**

２　生物剤による攻撃の場合の医療活動

(1) 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）**〈健康福祉対策班〉**

(2) 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施**〈健康福祉対策班〉**

３　化学剤による攻撃の場合の医療活動

(1) 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施**〈健康福祉対策班〉**

第５　救援の際の物資の売渡し要請等

１　救援の際の物資の売渡し要請等　（法第81条、法第82条、法第84条、法第85条）

知事**〈関係対策班〉**は、救援を行うため必要があると認めるときは、法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。

この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

(1) 救援の実施に必要な医薬品、食品、寝具等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資※）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請**〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班、組織支援対策班〉**

(2) 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用**〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班、組織支援対策班〉**

(3) 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令**〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班、組織支援対策班〉**

(4) 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）**〈県土整備対策班〉**

(5) 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査**〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班〉**

(6) 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査**〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班〉**

(7) 医療の要請及び指示**〈健康福祉対策班〉**

※「特定物資」とは、救援の実施に必要な医薬品、食品、寝具、医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資をいう。

なお、知事**〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班〉**は、(2)、(3)、(4)の措置を講ずる場合は、施行令第13条の規定により、公用令書を交付する。

ただし、土地の使用に際して、公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合その他の施行令第14条で定める場合にあっては、施行令第15条で定めるところにより、事後に交付すれば足りる。

また、知事**〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班〉**は、県内だけで特定物資を十分に確保できないことが見込まれる場合等には、指定行政機関の長等に対し、(1)、(2)、(3)の措置を行うよう要請する。

2　医療の要請等に従事する者の安全確保　（法第85条第3項）

県**〈健康福祉対策班〉**は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第６章　安否情報の収集・提供

県及び市町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

第１　市町長が行う安否情報の収集等

１　市町長が行う安否情報の収集　（法第94条、施行令第23条～第25条）

住民の避難等の措置を実施する市町長は、次に掲げる避難住民等の安否情報を収集し、整理することに努めるものとする。

市町長による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町長は、消防機関からの情報収集を行うほか、あらかじめ把握している運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意するものとする。

【収集･整理する情報の項目】

《避難住民に関する情報（負傷した住民も同様）》

ア　氏名（ふりがな）
イ　出生の年月日
ウ　男女の別
エ　住所（郵便番号を含む）
オ　国籍
カ　上記**ア**から**オ**に掲げるもののほか、個人を識別するための情報
（**ア**から**オ**のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⇒例えば、幼少の迷子で氏名が不明な者の身体的特徴　等
キ　負傷（疾病）の該当
ク　負傷又は疾病の状況
ケ　現在の居所
コ　連絡先その他必要情報
サ　親族・同居者への回答の希望（ア～コ）
シ　知人への回答の希望（ア、カ、キ）
ス　親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意（ア～コ）

《死亡した住民に関する情報》

上記**ア**から**カ**の情報に加えて
セ　死亡の日時、場所及び状況
ソ　遺体が安置されている場所
タ　連絡先その他必要情報
チ　親族・同居者・知人以外の者への回答の同意